

第3章 調査審議

1. 調査審議とは

調査審議とは、審査会において、金融庁長官から公認会計士等（注1）の懲戒処分等（注2）に関して意見を求められた場合、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定（処分の重さ）の妥当性について検討を行い、金融庁長官に対して意見を表明することをいう。（注3）（注4）

懲戒処分等は、公認会計士、外国公認会計士又は監査法人が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合や、公認会計士等が公認会計士法等に違反した場合、また監査法人の運営が著しく不当と認められる場合等に課されるもので、公認会計士、外国公認会計士又は会計士補に対する懲戒処分として、戒告、2年以内の業務の停止、登録の抹消があり、監査法人に対する処分として、戒告、2年以内の業務の全部又は一部の停止、解散を命ずる処分がある。（注5）

注1）「公認会計士等」とは、公認会計士、外国公認会計士、会計士補及び監査法人をいう。

注2）「懲戒処分等」とは、公認会計士、外国公認会計士及び会計士補に対する懲戒処分並びに監査法人に対する処分をいう。

注3）金融庁長官は、公認会計士等の処分事由に該当する事実について報告があったときは、事件について必要な調査をすることとされている。また、金融庁長官において処分事由に該当する事実があると思料するときは、職権をもって、必要な調査をすることができることとされており、懲戒処分等に関する事件の調査権限（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告徴求、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等の権限）は、金融庁長官にある。

注4）審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合には、審査会による調査審議は不要とされている。

注5）改正公認会計士法の施行日前にした行為については、なお従前の例によることとされ、改正前の規定が適用される。業務停止期間でいえば「1年以内」となる。

2. 本事務年度の調査審議

平成16事務年度において、審査会で調査審議を行った事案は2件であり、その概要はそれぞれ以下のとおりである。

事案1

第18回審査会（平成16年12月14日開催）において、学校法人東北文化学園大学に係る計算書類等の監査証明を行った新日本監査法人及び当該監査証明に係る業務執行社員である公認会計士1名に対する懲戒処分等に関し、調査審議を行った。

調査審議の際には、事実の確認を求める質問がなされた後、量定等についての議論がなされた。その結果、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定について金融庁長官の判断を妥当と認め、その旨の意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成16年12月17日に対象監査法人及び公認会計士に対して懲戒処分等を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》及び《事案の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

1. 学校法人東北文化学園大学(宮城県仙台市)に係る私立学校法に基づく財産目録監査（平成9年8月）及び私立学校振興助成法に基づく監査（平成11年度～平成13年度）に関し、当該監査証明を行った新日本監査法人（平成13年7月の名称変更前は、監査法人太田昭和センチュリー。平成12年4月の合併前は、センチュリー監査法人）及び当該監査証明に係る業務執行社員であった公認会計士に対し、本日（平成16年12月17日）、以下の懲戒処分等を行った。

- 新日本監査法人 戒告処分
- 公認会計士 平成16年12月26日から平成17年6月25日までの6か月の業務の停止

2. なお、新日本監査法人に対しては、公認会計士法第49条の3第1項の規定に基づき、審査・教育体制及び業務管理体制を含む監査法人の運営について、対応策等に係る報告を求めることとする。

《事案の概要》

1. 平成 11 年 4 月に開設された当該大学は、架空の寄附等を偽装することにより学校法人の負債を隠蔽等した財産目録を添付して文部省（当時）に認可申請し、認可を受けている。

また、平成 11 年度以降の各会計年度において、多額の負債を除外した会計帳簿を別途作成し、これに基づき作成した計算書類を日本私立学校振興・共済事業団に提出し、私立学校振興助成法に基づく補助金を受給した。

2. 当該監査法人の行った当該大学に係る私立学校法及び私立学校振興助成法に基づく監査証明について、当庁の調査の結果、以下の問題点が認められた。

(1) 私立学校法に基づく設置認可申請に係る財産目録監査（平成 9 年 8 月）

○ 現物寄附に係る確認手続の問題

設置財源に占める寄附の割合が極めて高いにもかかわらず、

- ・ 現物寄附に係る確認を領収書等ではなく見積書等で実施し、大学がリース取引で取得したものと事実気がつかなかった。
- ・ 車両など登録等が行われる物品について、車検証等の登録名義の変更を確認せず、架空寄附に気がつかなかった。

○ 土地売却益の妥当性の検証手続の問題

取得後半年で取得価額の 2 倍以上の金額で売却している土地取引について、売買価格の妥当性や相手先などの追加的検証を行わず、本取引に係る売却収入の財産目録への計上を容認することとなった。

(2) 私立学校振興助成法監査（平成 11 年度～平成 13 年度）

○ 預金口座の残高等確認手続の問題

残高確認等のための取引先銀行に対する確認状の投函を大学側に依頼し、また、大学側から提示された預金通帳のコピーでのみ確認したため、確認状やコピーの改ざんを許すこととなった。

○ 税務関係書類の確認手続の問題

大学は、租税特別措置法の規定に基づき、借入債務が計上された計算書類を税務当局に提出していたが、関与社員は、同法の規定を承知しておらず、2 種類の計算

書類が作成されていたことを把握できなかった。

○ 監査意見表明に当たっての審査の問題

平成 11 年度は、監査実務指針に違反して審査を受けずに監査意見を表明した。

また、平成 12 年度以降においても、要注意点について深度ある審査が行われたとは認められない。

(3) 業務管理体制の問題

① 監査手続の内容が十分に判断できないなど監査調書作成の不備が認められる。

② 平成 9 年度の計算書類に係る監査調書を合併後の事務所移転の際等に紛失した。

③ 意見対立等により監査契約が中途解除された場合に、監査契約について本部審査等を受けることが求められているが、関与社員は審査等を受けず、また、監査法人もそうした事実を把握できる体制になっていない。

3. 以上のことから、当該監査法人は、公認会計士法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 67 号）による改正前の公認会計士法第 34 条の 21 第 1 項 第 2 号及び第 3 号に規定する「社員が相当の注意を怠り、重大な虚偽等のある財務書類を重大な虚偽等のないものとして証明したとき」及び「監査法人の業務の運営が著しく不当と認められるとき」に該当すると認められる。

また、当該監査証明に係る業務執行社員であった当該関与公認会計士は、同じく公認会計士法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 67 号）による改正前の公認会計士法第 30 条第 3 項において準用する同条第 2 項に規定する「相当の注意を怠り、重大な虚偽等のある財務書類を重大な虚偽等のないものとして証明した場合」に該当すると認められる。

事案2

第20回審査会（平成17年1月20日開催）において、株式会社あしぎんフィナンシャルグループ及び株式会社足利銀行に係る監査証明を行った中央青山監査法人に対する処分に関し、調査審議を行った。

調査審議の際には、事実の確認を求める質問がなされた後、量定等についての議論がなされた。その結果、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定について金融庁長官の判断を妥当と認め、その旨の意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成17年1月25日に対象監査法人に対して処分を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》及び《事案の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

1. 株式会社あしぎんフィナンシャルグループ及び株式会社足利銀行に係る監査証明（平成15年3月期決算及び平成15年9月中間決算）に関し、公認会計士法に基づく調査を行った結果、当該監査証明を行った中央青山監査法人について、①地方事務所に対する審査体制及び指導・教育体制の不備、②監査調書作成等に係る業務管理体制の不備が認められた。
2. このことは、公認会計士法に規定する「監査法人の運営が著しく不当と認められるとき」に該当すると認められ、本日（平成17年1月25日）、中央青山監査法人に対し、戒告処分を行った。
3. なお、中央青山監査法人に対しては、公認会計士法第49条の3第1項の規定に基づき、審査・教育体制及び業務管理体制を含む監査法人の運営について、対応策等に係る報告を求めることとする。

《事案の概要》

(1) 地方事務所に対する審査体制及び指導・教育体制の不備

平成15年3月期決算について、①貸倒引当・償却の妥当性の検証が、監査リスクの高いものとして監査計画上、重点項目とされていた、また、②監査法人が監査を行っている全国の地銀、第二地銀等の監査や金融検査の状況が監査法人本部において集約可能であった等にもかかわらず、監査意見表明に

当たつての審査は地区審議会で終了し、本部審議会に付議されていない。また、審査の過程でどのような判断の下にそのような処理が行われたかを示す十分な記録が残されていない。

監査法人本部は、監査法人が監査を行っている全国の地銀・第二地銀の監査や金融検査の状況等を知り得る立場にあり、監査法人本部において事案を的確に管理し、集約した情報を関連した地方事務所に伝達し、適切な指示を行うなり本部審議会で検討していれば、平成15年3月期における貸倒引当・償却に係るいくつかの監査上の問題点につき、より深度ある監査を行うことが可能であったものと認められる。

以上のことは、監査基準で定められている「監査の質の管理」に抵触するものと認められる。

(2) 監査調書作成等に係る業務管理体制の不備

平成15年3月期及び平成15年9月中間決算について、監査証明業務を執行した関与公認会計士が作成した監査調書には、監査の内容、判断の過程や結果が十分に記載されていないなどの不備が認められる。このことは、監査基準で定められている「監査調書の記録保存」に抵触すると認められ、監査法人はそうした状態を看過していたものであり、監査法人の業務管理体制には不備があるものと認められる。